

第8回歯科技工士の養成・確保に関する検討会

日時 令和元年12月12日(木)
10:00～

場所 TKP新橋カンファレンスセンター
(ホール11A)

○星歯科保健課主査 ただいまより、第8回歯科技工士の養成・確保に関する検討会を開催いたします。構成員の皆様におかれましては、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。構成員の出席状況ですが、本日は小畑構成員は所用により御欠席との御連絡を頂いております。また、オブザーバーとして文部科学省高等教育局医学教育課の福島専門官に御出席いただいております。今回の検討会につきましては公開となっておりますが、カメラ撮りにつきましてはここまでとさせていただきます。

続いて、配布資料ですが、本検討会はペーパーレスにて審議を行いますのでお手元にタブレットを配布しております。タブレット内に、議事次第、席次表、構成員名簿のほか、資料1、参考資料1をお配りしております。タブレットの使用法等の御不明点等ございましたら、お知らせいただければと思います。それでは、以降の進行につきまして赤川座長、よろしく申し上げます。

○赤川座長 皆さん、おはようございます。朝早くからお集まりいただき誠にありがとうございます。検討会を重ねてまいりましたが、本日が最後の会となりました。今日は報告書(案)を皆さんと一緒に最終的に検討することになります。どうぞ活発に議論していただいて報告書(案)をまとめたいと思っています。よろしくお願いたします。

それでは、議事に入らせていただきます。まず、事務局のほうから資料1について説明をいただきます。その後、この報告書(案)の内容について、皆さんに審議していただきたいと思っております。それでは、資料1の説明を事務局からお願いいたします。

○小嶺歯科保健課課長補佐 事務局でございます。報告書(案)、2ページ目をお開きください。今回、報告書(案)ということで、前回、御議論いただきました、これまでの議論の整理と今後の方向性についての案をベースに、多少、表現を修正しつつ、まとめさせていただいております。「はじめに」の所は、前回の議論の整理と今後の方向性の所ではお示ししていなかったのですが、今回の検討会開催に当たっての背景の部分を、まとめさせていただいております。簡単に4つですが、まず社会の背景が変わってきていることを書かせていただいた上で、技工士を取り巻く状況も変わってきている。そういったところで、状況の変化に対応できる技工士の業務のあり方についても検討が必要であろうということから、今回、7回開催して議論を重ねてきたということを中心にまとめています。

本報告書の構成といたしましては、大きく3部構成にしています。1が「歯科技工士の養成について」、6ページ目からが2として「歯科技工士の確保について」、9ページ目から3として「歯科技工士の業務等について」、まとめさせていただき、最後に、11ページに「おわりに」ということでまとめを付けています。

2ページにお戻りいただきまして、「歯科技工士の養成について」です。歯科技工士の養成について、現状と課題の所、1.1は基本的に前回お示しした議論のまとめと同じです。これは全体に共通してですが、「必要ではないか」という形で書いていた所は、「必要である」「考えられる」という形で語尾を全体的に変えています。

内容として追記した所が、3ページ目の○の2つ目で、歯科技工士養成施設の入学者を

確保していくために、オープンキャンパス等の開催や、歯科技工所における小中学生の職場体験の受入れ、日本歯科医師会のホームページに歯科技工士の職業紹介の動画を掲載する等、歯科技工士の認知度をあげるための取組が行われているということで、現状の取組の所を少し詳しく追記しています。

1.2の教育内容の所につきましては、内容について大きく変更していません。

1.3の修業年限は、前回の御議論をベースに、まとめさせていただいて、内容としては大きく変えていません。

次の1.4で学級定員を追加しています。学級定員の所ですが、現状の一学級の定員について、現行の歯科技工士学校養成所指定規則第2条第5号において、記載されている内容ということで現状を書かせていただき、このような現状を踏まえて一学級の定員について下限の撤廃と上限の見直しについて意見が出されました。もし仮に上限を30人と見直す際には、授業の方法及び設備等の教育上の諸条件等を考慮して、教育効果を十分に挙げられる場合はこの限りではない、といった規定を設けるべきだという意見もあげられたということで、前回、頂いた御意見を記載しています。

次の1.5の就職、その他は、前回、1.4という形でお示ししたものを、今回、1.5という形で書いています。内容については特に変えておりません。

歯科技工士の養成に関する今後の方向性という形でまとめていますが、1つ目の○の歯科技工士養成施設の入学者の確保に向けて、歯科技工士の認知度を上げるための取組を関係者や関係団体が協力して引き続き進めるとともに、歯科技工士養成の観点からも労働環境等の改善対策に取り組むことが必要であるということで、総論的な方向性を1つ追記しています。2つ目の○の所は、前回書いた内容と変わりません。

6ページ目、3つ目の○で、修業年限について、現行制度において「2年以上」となっている記載については前回と同じ記載ぶりになっています。

○の4つ目は、今回、追記した内容になりますが、一学級の定員については、近年の入学者数が10人以下である養成施設が一定数あること、少人数であっても歯科技工士の養成課程の継続を希望する施設もあることから、下限を撤廃し、現行の「10人以上35人以下」を「35人以下」とするとして、前回、御議論いただいた内容を記載しています。

5つ目の○で留学生の課題の部分については、前回と同じ記載で、一定の条件の下に留学生が国家試験に合格した後も就労できるように、関係省庁と在留資格の見直しを検討するというように書いています。歯科技工士の養成についてはここまでになります。

○赤川座長 御説明ありがとうございました。3つの構成になっていますが、1つずついきたいと思います。まず「歯科技工士の養成について」ですが、今、説明いただいた所で皆さんの御意見を頂きたいと思います。特に新しく追記された所も議論いただくことになるかもしれませんが、御自由に議論いただきたいと思います。いかがでしょうか。傳實構成員、どうぞ。

○傳實構成員 5ページの留学生の就職のことですが、1.5の○の2つ目で、「歯科技工

士として就労可能となるようにするべきである」という所です。これは働くことができるようにというか、日本の歯科技工士免許は開業権も同時に得られてしまうので、そのところを前回、私もお話させていただきました。開業権は日本国籍を持っている方としたほうがいいのではないかとお話ししましたが、その部分がここに入っていないので、就業は可能であるが開業はできないということを入れていただきたいと思います。

○赤川座長 今回の御意見は、海外の方も国家試験を通れば歯科技工士として仕事はできるけれども、開業は日本国籍以外はできないと書くべきではないかということですが。ほかの方々、いかがですか。国家試験を通れば就業と開業権はもうセットなわけですね。

○小嶺歯科保健課課長補佐 通常ですとそうなります。今回、明確には書いていないのですが、要件としては、あくまでも研修として引き続き在留して歯科技工士として就業ができるようにする、つまり、国家試験合格後に学校では学び切れなかった部分を更に高めていくために臨床を行う必要があるという位置付けで、在留できるようにするというところで考えています。開業はできないという表現ぶりになるかどうかは調整させていただいて、あくまでも研修の目的で、期間を設けた上でさらに要件を設けるべき、ということで記載を検討させていただければと思います。

○赤川座長 傳寶構成員、そういうことでよろしいですか。

○傳寶構成員 はい。

○赤川座長 そういうことで、以前にも、あまりこういう方々を多くしてもいけないのではないかという議論もあったと思います。こういうふうに書くと、研修の目的でさらに滞在して歯科技工士の仕事をする、という理解でよろしいですね。分かりました。ほか、いかがですか。三井構成員、どうぞ

○三井構成員 4 ページで、「今後、修業年限が延長された際に追加が必要だと指摘された教育内容の例」として、一番最後の所に、「労働環境の改善等に取り組むことができるよう、労務管理等に関する内容」とあります。これって、いわゆる教育課程における項目なのかどうなのか。世間一般的な法規で言う基礎教養ではあれでしょうけれども、1つの単位として与えるような項目ではないのではないかという感じがするのです。

○赤川座長 歯学部でも医療管理学を勉強します。全般的な管理を学ぶというのは大事だと思いますが、現行の教育ではどうなっていますか。そういう労務管理、いろいろな管理の講義というのはされているのですか。

○大島構成員 労務管理等についてですが、現行におきましてこれに特化した単位等はございません。ただ、恐らく学校によっては、従前の例えば歯科技工概論という科目がございませぬけれども、その中で講義をしている所はあるかと思っています。

○赤川座長 ということは、このような労務管理等は講義名にはないけれども講義はしてある。あるいはその中ではあることはできる。

○大島構成員 実際のところの数値はないのですが、一部している所はあるものと認識しております。

○赤川座長 傳寶構成員、どうぞ。

○傳寶構成員 そこから出てきたこの文言の所は、先ほど留学生が開業できてしまったらというのにつながっていて、安易な開業、経営学を学ばないで開業できてしまう歯科技工士の状態が、いわゆるブラック企業が多いと言われる歯科技工業界を生んでいるところがあるので、経営学を少し入れたほうがいいのではないかという検討会の話の文言がこうなっていると思います。なので、単位として必要かどうかという三井構成員のお話も分かるのですが、そのまま開業できてしまうということを考えたとき、こうなってしまった状況を踏まえると、今後は入れていったほうが健全な歯科技工所経営がされることになるのではないかと思います。

○赤川座長 杉岡構成員、どうぞ。

○杉岡構成員 傳寶構成員のおっしゃっているとおりで、歯科技工士の就業場所は歯科技工所が 73%、歯科診療所が 26%ということですから、73%の人が歯科技工所で就労しているという現実、これはだんだん増えていきますので、そういうことも考えて教育としては必要だと私も思っています。

○赤川座長 このような教育が必要ということでは、多分、三井構成員も同意されている。ただ、これを科目として出すのはどうかということ、先ほどのいろいろな議論の中ではこういうことも講義し教育していただく、ということではいかがでしょうか。

○三井構成員 全くそのとおりで、ここにこういう一文があることによって、必要なカリキュラム単位として認定されると非常に厳しいのではないのでしょうかという意見です。現状、どこの学校でもそういう基礎的な法規の勉強であるとか、そういうようなことは組み込まれていると思いますし、それをより一層、きちっと周知するという形で、そういうのは1つの単位のカリキュラムではないですよというところで明記いただきたい。

○赤川座長 では、そのあたり、書きぶりを少し修正するというところでよろしいですね。ほか、いかがですか。

○三井構成員 これは後段のほうにも掛かるところなのですが、5 ページの入学定員の所です。大島構成員から前回も少し出たところで、「仮に、上限を 30 人と見直す際には」という部分です。ここの部分がある程度明記されるならば 35 人にこだわる必要もないかなと。この間も時間がなくてあまり突っ込んだ協議はなされていないところだと思います。こういうような諸条件を考慮してという所で 30 人にしていても、例えばその枠が 2 割ならば学校としては 36 人取れるわけです。1 割ならば 33 人ですけれども。だから、こういうような柔軟な運用をしていただければ、前回言った 30 人というのものもあるかなと考えるのですが、前回、ちょっと協議不足だったかなという感じです。

○赤川座長 この点、養成機関としてはどうですか。

○大島構成員 そうですね。仮に今後、下限の「10 人以上」を撤廃して、上限を「30 人以下」と見直すことに関しては承知しました。ただ、その場合には前回申し上げたように、5 ページの上の所にも記載していますけれども、「授業の方法及び設備等の教育上の諸条

件等を考慮して、教育効果を十分に挙げられる場合はこの限りではない」と、いわゆる「ただし書き規定」を付与していただきたいと思っています。以上です。

○赤川座長 こういう書きぶりで規定を設けるといふ規定を書けば、いいということですか。

○大島構成員 はい。

○赤川座長 杉岡構成員、どうぞ。

○杉岡構成員 ありがとうございます。前回は申し上げましたように、現状としては入学者の95%の施設が30人以下の養成施設となっていますので、何より考えるべきは志願者を増やすことと、せっかく資格を取った人の離職を防ぐということが何より重要だと思っています。そういう意味では、現状の定員を鑑みて定員数の上限を引き下げることによって、教員1人当たりの学生数が少なくなり、より教育効果も上がると思います。そのことが、ひいては国民により良い歯科技工物を提供できるということだと思っていますので、是非、35人を30人にさせていただくと。なお、今、大島構成員がおっしゃったように、そのことを付けることは問題ないと思います。

○赤川座長 三井構成員、よろしいですか。

○三井構成員 はい。大島構成員から提案がありました前回の「仮に」の部分を、きちんと明記していただくというところで、柔軟な運用ができることが一番肝要かなと思います。そういうような方向でまとめていただければ、よろしくお願ひしたいと思います。

○赤川座長 分かりました。将来、志願者が増えるということだって起こり得るわけですから。では、そういう形で書くようにお願いします。ほか、いかがですか。今後の方向性の○の1つ目で追記された部分とか、これでよろしいですか。6ページの○の2つ目は、先ほど出たように30人にするということですがけれども、これでよろしいですか。では、ここまではよろしいとして、次は、2の「歯科技工士の確保について」、説明をお願いいたします。

○小嶺歯科保健課課長補佐 引き続き、2「歯科技工士の確保について」、6ページの下段になります。現状と課題につきましては、前回の取りまとめのときに○の1つ目、現状の総論的な数値を載せていませんでしたので、追記して平成30年時点の衛生行政報告例の数字を書いています。

次の7ページ目、ここら辺は内容は変更していませんが、7ページ下段、2.2の歯科技工士の離職・復職についての一番下の○、「離職防止のためには、職場環境や長時間労働などの労働環境や給与等の処遇に関する問題を改善する必要がある。そのためには」ということで、その方策を幾つか書いています。前回のときには全部ばらばらに書いていたところを、ここは取りまとめた形で記載しています。

8ページ目の一番最初の○、地域医療介護総合確保基金等を活用するという部分は、前回も少し書いていましたけれども、その下の「一度離職した後(特に長期離職後)の復職が困難となる理由のひとつに、技術的な不安があると考えられることから」という所と別々

に書いていたものを、1 つにまとめて研修体制の整備が求められるという表現にしています。

2.3 の歯科技工所の状況について、これも基本的には変えていないですが、一番下の○、「厚生労働科学研究の結果によると」の所、前回、歯科技工所における雇用契約の状況ということで書いていた所を正確に記載するため「書面による雇用契約の状況」と補足しています。

9 ページ目の一番最初のポツの 1 つ目も同じで、書面によるというのを追記しています。ポツの 2 つ目ですが、就業規則の作成については、「作成していない」が約 8 割と前は記載していたのですが、ここももう少し状況を説明するために、「本調査の回答者の約 9 割は、従業員数 9 人以下であるが」というのを追記しています。脚注 7 を見ていただくと、労働基準法第 89 条は、常時十人以上の労働者を使用する使用者は、就業規則を作成し、行政官庁に届け出なければならないということで、必ず作らなければいけないのは 10 人以上の労働者がいる事業者となるのですが、今回の対象はそうではないということも補足した上で、現状を御報告しているという記載にしています。歯科技工士の確保に関する今後の方向性の部分につきましては、前回と変更はしていません。よろしくお願いたします。

○赤川座長 ありがとうございます。今度は確保についての所ですが、少し書きぶりを丁寧にしたというか追加して分かりやすくしたということ、あるいは取りまとめたということですが、いかがでしょうか。自由に御意見を願いたします。現状の所、数字を入れたという 6 ページ、それから 7 ページの一番下の○の所が、あちこち行ったのをここで整理して取りまとめたということで、特段、文章が変わっているわけではありません。8 ページの所も取りまとめて研修体制の整備という形にさせていただいたということ。8 ページの一番下の○の所、「書面」というのを入れたこと、9 ページの書面による雇用契約、あるいはその下の本調査の回答者の 9 割は、従業員数 9 人以下であるがという所、労働基準法では 10 人以上では作らないといけない。どうしても作らないといけないわけでもないけれどもというニュアンスがここに入っている。これらのところですが、いかがでしょうか。このままでよろしいでしょうか。三井構成員、どうぞ。

○三井構成員 8 ページ目の 1 つ目の○の所で、「地域医療介護総合確保基金等」という部分が明記されているわけですが、実際に歯科におきまして衛生士の復職・離職防止ですらなかなか基金が通らないという苦情を、歯科医師会のほう、たくさん頂いているところなのです。この基金というのは、いわゆる在宅医療の推進の項目の所で歯科のほうに分配があるという認識をしています。こう明記をしておいて、技工士の復職・離職防止に対して、この基金の部分は予算が確保できるのかどうか。その辺、行政のほうにも確認を取りたいと思います。

○赤川座長 あまりはつきり書くとどうですか、ということですか、事務局、いかがですか。

○小嶺歯科保健課課長補佐 事務局です。確かにおっしゃるとおり、なかなか難しいという御意見は聞いているのですけれども、ここに書いたからといって必ず増えるかということ、なかなかそこは厳しいかもしれません。ただ、現状としてこういう課題を抱えているという声をお伝えするという意味であえて書いてもいいのかなと思っています。三井構成員歯科衛生士でもなかなか認められないということであれば、現状の書きぶりが、今、三井構成員から伺った現状ともし違っているということであれば、修正の必要性について御意見を頂ければと思います。

○赤川座長 いかがでしょうか。秋野構成員、どうぞ。

○秋野構成員 札幌市の秋野でございます。地域医療介護総合確保基金、今、三井構成員が御指摘のように、なかなか歯科技工士の復職支援、養成確保について出されていないという実態は、確かにそのとおりにかと思っています。自治体、都道府県で地域医療介護総合確保基金の事業内容を検討する際に参考にしているのは、1つは厚生労働省から出されている事業例で、一応、それには項目がありますから、あとは自治体の中でその検討をどう進めるか。

一番ネックになっているのは、都道府県庁の担当部局で、この歯科技工士不足、養成確保の必要性に関する認識が極めて乏しいというのが実態だと思います。都道府県議会の中でこの歯科技工士不足のことが指摘されることも極めて稀ですし、もう1つネックになっているのは、各地域の歯科医師会とは密なやり取りや調整があるのですが、県の歯科技工士会と調整をしているかということ、多分、あまりそういう接触というか接点すらないのではないかと思います。

ただ、今、三井構成員から問題点ということで御指摘があったとおり、看護師の復職支援は非常に充実していますし、歯科衛生士の復職支援もある。あるいは栄養士とかリハビリテーションの関連職種の人材育成事業というのは、割と基金の中でもやられている実態があるということで、あまり多額な予算は取れないかもしれませんが、その地域でその県の歯科医師会の先生方、あるいは歯科技工士会の先生方と県庁の担当部局の方々と、この問題についてよく認識というか理解を深めていただいて、その上で、しっかり地域の中で声を上げて要望していただければ、首長や県議会の先生方も含めて御理解をしていただければ、復職支援という形であれば可能性はゼロではないと思いますし、我々行政の職員もこの問題について、よく理解をしていかなければいけないと思います。

都道府県の中には行政の歯科の技術職員に歯科医師とか歯科衛生士がいますが、歯科衛生士に比べるとちょっと認識が低いかもしれないと思いますので、行政の担当職員への働きかけも必要かもしれません。いずれにしても行政と関係団体の先生方と一緒に取り組んでいかなければならない問題だと思います。

○赤川座長 ということになると、この書きぶりで少し強調し過ぎている所、歯科衛生士の所を少し変えればいい、と理解していいですか。杉岡構成員、どうぞ。

○杉岡構成員 今、秋野構成員のお話を聞いて、中央組織として指導不足だと思っています

す。今後、都道府県の歯科技工士会にも積極的に働きかけるように指導したいと思います。ありがとうございます。

○赤川座長 三井構成員、どうぞ。

○三井構成員 「多くの都道府県」という部分があったのですが、一番最初に、これが本当に行政職の皆さんに理解していただいているのかなという疑問符だったのです。だから、この報告書でこれを明記して書くことによって少しでも啓蒙できる、やっていけるという形で、この検討会ではその方向付けだという確認を実は取りたかったわけです。

○赤川座長 そういうことですね。分かりました。事務局、どうぞ。

○小嶺歯科保健課課長補佐 今の御意見を踏まえまして、各地域で歯科技工士の不足の状況、歯科技工士の現状等について、歯科技工士、歯科医師関係者、あと行政の担当者が問題点の共有を進めて、共通の認識を持つように進めるべきという表現を入れた上でここにまとめていくという形でいかがでしょうか。

○赤川座長 皆さん、そういう形でもよろしいですか。傳實構成員、どうぞ。

○傳實構成員 そうしていただけるととてもあれですけども、どうしても現場の歯科技工士会のほうからすると、保健局のほうとの関係性はあるのですけれども、厚労省の労働というところに関して補助金を頂くところがなかなか、横浜でも神奈川でもお願いはしているのですが、復職支援の窓口として知識があまりないので保健局のほうを窓口にしてしまう場合が多いのです。そうすると、保健局ではなかなか下りないということが多くので、こちらからのアプローチの仕方として窓口をもう少し考えて、こういうお願いを、陳情書を上げていけたらなと思います。

○赤川座長 分かりました。ここはそういう形にするとして、ほかの所、いかがですか。杉岡構成員、9 ページの上のほうの書きぶり、この形でもよろしいですか。

○杉岡構成員 はい、結構です。

○赤川座長 ほかにありませんか。それでは、3 番目にいきましょうか。「歯科技工士の業務等について」、という所の説明をお願いします。

○小嶺歯科保健課課長補佐 3 番目、「歯科技工士の業務等について」9 ページ下段です。まず、ここのタイトルなのですが、前回の意見の取りまとめのときは、「歯科技工の業務等について」と記載させていただいたのですが、今回、「歯科技工士の業務等について」と修正をさせていただきました。「歯科技工士」と一旦修正をしているのですが、ここも「歯科技工」と「歯科技工士」どちらの表現がいいか、御意見いただければと思っています。現状と課題については、9 ページの部分の記載は特に大きく変更はしていません。

10 ページの一番上の○の1 つ目で、「CAD/CAM 装置等を用いた歯科技工は増加傾向にあり」という所ですが、ここの2 行目の後半、「小規模な歯科技工所は、それぞれの得意分野をいかしながら連携を強めていく必要がある」という記載については、前回の取りまとめの際には、2 番目の歯科技工士の確保に関する内容の所に記載をさせていただいた内容です。ただ、内容が CAD/CAM の話になってきているので、整理をするということで、こち

らの後ろに移してまとめています。

3.2 のチェアサイドでの業務、3.3 のトレーサビリティ、その他の部分については、内容を変えていません。

11 ページの最初の所が、今後の方向性になります。ここは修正しきれておらず、「歯科技工士」のままになっていますが、タイトルに合わせて本日いただいた御意見で、どちらかに統一をしたいと思います。方向性として、お示ししている内容については、変更はしていません。

最後、「おわりに」の所は、検討会でどのような形で議論を行ったかということを中心にまとめさせていただいています。○の2つ目、3つ目の所はそれぞれ関係者のヒアリングを行いながら、議論をしたということ。それから、確保については厚労科研の結果も踏まえつつということを追記しています。

11 ページの最後の○ですが、今回の一連の議論の中では、養成・確保に共通する今後の方策として、技術の進歩によって増えてきている CAD/CAM 装置を教育も含めて、どのように活用していくか、今後どういった体制を取っていくかということの議論があったということと、今回、多くの御意見を頂いた臨床の場やチェアサイド、訪問診療などでの歯科技工士の連携の必要性というところの議論があったこと、業務の在り方について、今後、検討が必要だということの御意見を頂いていましたので、そこを記載させていただいています。

12 ページの一番最後に、全体のまとめとして、健康寿命の延伸に向けて歯科保健医療の役割が期待される中で、質の高い歯科医療を提供するためには歯科専門職の連携は欠かせない、そのためには、歯科専門職の一員として、歯科技工士自身も医療人としての意識を確固として持つことが重要である、今後、質の高い歯科技工士の養成・確保に向けて、本報告書で示された方向性について、適切に対応が進められることを期待するという形で示させていただいています。よろしくお願ひします。

○赤川座長 どうもありがとうございました。では、この3番目、9ページからの歯科技工士の業務等についての所で、まず御意見をいただきたいと思ひます。最初に要望がありました、このタイトルですが、歯科技工士を入れた、「士」を入れたということですが、これについての御意見を願ひします。それによって、最後の項目の所が同じになりますが、いかがでしょうか。この検討会が「歯科技工士の養成・確保に関する検討会」なので、1、2と来たから3も歯科技工士のほうがいいかなという感じはしますが、いかがですか。特段、御意見なければ、「歯科技工士の業務等について」というタイトルにさせていただきます。ということは、11ページのほうも歯科技工士の業務等に関する修正を願ひします。

内容ですが、御意見をいただければと思ひますが、いかがですか。

○傳寶構成員 11 ページの一番上のテレワークの所ですが、ここで一応、現行のテレワークについて取扱いを整理していくという話を前回もしていました。ここに一応、文とし

て今の現状では駄目だということを、やはり書いていただきたいので、現行の歯科技工士法ではテレワークは駄目なので、その辺の文言を一言添えていただいて、今後、できるように取扱いを整理していくとしていただけたらと思います。

○赤川座長 なるほど、現在ではそれはできないのでということですね。そういう文章を少し入れておくと。事務局、いかがですか。

○小嶺歯科保健課課長補佐 事務局です。現行では、駄目だと書けるかどうかは調整をさせていただければと思います。、取扱いが明確でないことは確かですので、駄目だということが書けない場合は、現行では取扱いが明確ではないので整理をする、というような書き方で調整をさせていただければと思います。確認をして、もしその書きぶりでも問題がないということであれば、傳寶構成員の御意見は優先したいと思います。

○傳寶構成員 歯科技工所の設備構造基準があるので、それを満たしていないところということ、そこをうまくあれしていただいて。お願いいたします。

○赤川座長 では、そういうところで書きぶりを少し検討します。ほかにはいかがですか。

○杉岡構成員 10 ページですが、3.3 のトレーサビリティ、その他の項目の 1 つ目の○です。歯科技工物のトレーサビリティを確保するために、患者に歯科技工物の作成者等が分かるシステムが必要である。また、歯科技工士の認知度を上げるために、歯科技工物の作成者について歯科医療機関に掲示する等の取組を進めるべきであるということ、今、国の予算でこの事業もやらせていただいています。歯科技工所の一覧を自治体のホームページに掲載するなど、もっと積極的に歯科技工所に関する情報提供も行うべきではないかということ、これは医政局長通知も出ていますが、まだまだ広がっていませんので、このことによって歯科医療機関が委託先の歯科技工所の届出の状況を調べることができるというメリットもあります。また患者さんが、どこで作られた歯科技工物なのかということも知ることができる。是非、進めていただきたいと思います。

○赤川座長 この文章のどこかにそれを書くということではないのですね。

○杉岡構成員 そういう意見があったということ、書きとどめていただければと思います。

○陸構成員 このトレーサビリティの問題は、もう 10 年以上前から厚労省から技工録を付けなさいという指示が出ています。始められている所もあります。もちろん全く進んでいないところもあります。その辺は、是非、確認しながら広げていくということがまず第一ではないかなと思います。新しいものをどうのこうのするというよりも、むしろもう 10 年以上前からそういうものが確立しましょうということが出ているわけですから、まずそれをきちんとやっていくところが、ベースではないかと私は思います。

○赤川座長 実際、かつてトレーサビリティの議論をしまして何か通知を出していただいたのでしたか。そういうことがあったように記憶していますが、なかなかまだ進んでいないということですね。もっと徹底しようということですね。

○陸構成員 おっしゃるとおりです。

○杉岡構成員 おっしゃるとおりですが、今、申し上げたようにそれを更に進めるためには、やはり歯科技工所等について患者さんが知るということも重要だと思っていますので、そのことによってまた更に既定のことが前に進みますので。

○陸構成員 何か定期的に、チェックをしていくということも必要かと思います。

○赤川座長 歯科技工士を知るということでは、厚生科研をやるときに、どこで調べたらいいのかと思って都道府県のホームページで調べたのですが、確かに載っていない都道府県もあったように記憶しています。また、載っていても更新されていないためか、質問票の郵送が結構返ってきたりもしましたから、そのあたりはまた歯科技工士会としても各県で通知するようにとか、是非、お願いいたします。

○杉岡構成員 はい。

○秋野構成員 今、杉岡構成員から御指摘のあった自治体における歯科技工所の一覧掲示の部分ですが、2、3年前の通知だったかと思いますが、いろいろなことが書いてある中に歯科技工所の一覧掲示については控え目に書いてあるのです。地域の自治体の捉え方としては、多分それほど重く受けとめておらず、ホームページに一覧掲示をしている自治体もあれば、歯科診療所から電話があればその歯科技工所が届出済みかどうか回答しているだけという自治体もあります。利便性を考えればホームページで確認できるようにするのが望ましいと思いますので、可能であれば、自治体に再度通知を出していただいたりする方法もあるのかもしれませんが、それは、この報告書とはまた別の話で、御検討いただければと思います。

また別の話ですが、この歯科技工の業務に関する今後の方向性で4点挙げていただいています。今後、いろいろと整理、検討していかなければいけない課題があるという形になっている報告書かと思います。

前回も少し話をしたのですが、やはりこの歯科技工に関する調査研究をしっかりと取り組んでいく必要を感じております。歯科技工の将来像、歯科技工士の業務内容、このチェアサイドにおける歯科技工士の在り方等については、データに基づかなければ大きな制度改正や予算を付けるというのは、実際なかなか難しい状況があります。

こういった今回の報告書の課題を受けて、この課題を解決していくための調査研究の必要性について、報告書の中でも少し触れていただきたいと思いますので、是非、御検討いただければと思います。

○赤川座長 わかりました。そのようなことを書くとなると、どの辺に書くのがいいです

か。事務局、「おわりに」の辺りですか。

○小嶺歯科保健課課長補佐 事務局です。今のお話を伺うと「おわりに」よりは、「今後の方向性」の○の3つ目の続きで、具体的な検討を行うと、行うに当たっては調査研究などを十分に行いながらやるべきという感じのことを、ここの○の3つ目と4つ目の間に入れる形でいかがでしょうか。

○赤川座長 「おわりに」の○の3つ目ですか。

○小嶺歯科保健課課長補佐 すみません、「おわりに」ではなく、「歯科技工の業務等に関する今後の方向性」の○の3つ目と4つ目です。

○赤川座長 そうですね。

○三井構成員 今回の秋野構成員からのお話ですが、全くそのとおりで、例えば看護師の養成・確保のところでも、いわゆる将来の人口動態と、それから看護師業務の動態、それをきちんと調査をされて、例えば2025年の部分、2040年の部分の数値が出ている。それを正確にあげただけされても、まだ依然として養成数が足りていないというところが出ています。技工士の技工業に対しても、今後はいろいろな技術革新がありますから、その技術革新によって本当の養成数がどれだけあるのか、そのような数値を何とか厚労科研かどこかで検証していただいて、我々歯科医師会もその数値をもって厚生労働省と話し合いをしたいと考えています。何とぞ明確に記載をお願いしたいというところです。

もう1点、先ほどのトレーサビリティの部分ですが、いろいろなホームページなどに技工所の一覧を載せるということですが、これは是非とも一覧を載せていただきたいのですが、その前提として前回も申し上げましたが、届出がないとは言いませんが、今後そういうところできちんと一覧を出すというところでは、届出の徹底を推進していただきたいというところで、そのような一文も付け加えていただけたら有り難いと思います。

○赤川座長 その一文を付け加えると、届出していないところがあると見えることはないですか。

○三井構成員 遅滞なく届け出るなどで。

○赤川座長 なるほど、分かりました。では、調査研究のことはきちんと書く、○の3つ目と4つ目の間に書くということで。ほかの御意見はいかがですか。

○傳寶構成員 今回、ずっとCAD/CAMのデジタル化の話を検討会でしてきたと思いますが、先ほど先生がおっしゃったように今後の歯科技工の方向性で、ある企業のデータを拝見したのですが、今後、歯科技工で一番幅が伸びていくというのは、やはりパーシャルデンチャーであるというデータがもう出ています。

今、CRC rが素材も進歩しているので、予防歯科も進んでいます。ほぼほぼ、これから虫歯になるような方はいらないだろうと。フルデンチャーになる方も、そういらないだろう。そうすると、経済的な問題でインプラントが保険にならない限り、インプラントの需要も今後は増えていかないであろうということが考えられると、保険のパーシャルデンチャーが今後一番、歯科技工としては伸びていく分類であるだろうと言われていますが、残念ながら現時点でも保険のデンチャーをつくる歯科技工士が一番不足しています。

介護のことも含めると、クラウンブリッジは1回印象を取れば、次のときにセットできるのですが、デンチャーは印象して咬合床咬合床をつくって仮義歯をつくるという工程があるのです。そうすると、正直、御高齢の方だと途中の過程で亡くなってしまふ方もい

らっしゃいます。訪問医療で入れ歯をつくって差し上げようとする、そういうこともあります。歯科技工士が不足していることと、労働基準法で残業ができないということもあって、ほぼほぼの歯科技工所で1週間後に納品というのが不可能になりつつあります。ですので、まず納期が伸びていっていることが、それがデンチャーに当てはまってしまうと、入れ歯が完成するまでに2か月ぐらい掛かってしまうことがあると聞きました。

そういうことを考えると、今後の方向性について、やはりパーシャルデンチャーはどうしても全てをデジタル化することはできないので、今後、技術が向上していけばあるかもしれないですが、今はどうしても金属の部分だけを別に作るなり、保険だとどうしてもワイヤーで曲げたり、そういうこともあるので、そのことに関するところを、パーシャルデンチャーをしっかりと作れる歯科技工士を、やはり養成していかないと、一番、国民の方が困ると思います。その辺の技術を後進に伝えていかなければいけないということを、方向性の中にできれば一言入れていただきたいと思いますが。

○赤川座長 それを入れるとしたら、どこへ入れるのがいいですか。

○傳實構成員 1つ増やしていただいて、技術の伝承なりに今後も努めていかなければいけないというようなことを、入れていただけるといいと思うのですが。

○大島構成員 もし、先ほどのお話の点を加えるとすれば、一番最初の「歯科技工士の養成」の所が、一番適していると思っています。

○赤川座長 その点ですね、養成でいくと。

○傳實構成員 教育内容の所ですか。

○大島構成員 そうですね。少なくとも、今の話は業務を変えるといった話ではありませんので、現行、学校で今後パーシャルデンチャーが必要となるだろうということを、しっかり伝えていく、需要を見きわめて伝えていくというのは学校の役割だと思います。

○赤川座長 最後のところですかね、「最近の学生は」の所ですか。

○陸構成員 直接、関係はないかも分かりませんが、私どもも会社で来年の4月から時短ということで、残業問題をどうしようかと非常に苦労しているわけです。考えてみれば、例えば8時間労働だとして、その中で終わらなければいけないということは、今まで3、4時間残業していた。もちろん残業をしている人は、もっと早く帰りたいと思いながら残業をしているのだけれども、ちょっと裏から見れば、お金をもらいながら自分の技術を磨いているというところも、十分考えられると思います。

ですから、これから段々残業がなくなって8時間労働ということになれば、8時間の間に優秀な職人を育てなければいけない、そういう環境に変わると思います。では、その8時間だけで、今までの残業をして腕を磨いていた部分がカバーできるかということ、それはちょっとクエスチョンクエスションかもしれないですね。ですから、そういうところもこれから考慮して、従業員の人たち、あるいは残業していない人たちも、自分たちの時間も使いながら、何かの形で新たな学習をしていかないと、今みたいなレベルは維持できないという感じが私はしています。

○赤川座長 なるほど。働き方改革と労働の質というのは、なかなか難しいですね。どうですか、パーシャルデンチャーに関しては、アメリカのボストン大学では、既に学生の実習を3Dプリンターで金属床を100ドルでやっています。こういうことが起こっていると、近い将来、日本でもできそうな感じになってくる、となると、いろいろ考え方を変えないといけないかもしれません。

○傳實構成員 確かに今も現行は、パーシャルデンチャーの金属の部分は3Dプリンターでされているところが多いと思います。ただ、その上にレジンをつけるという工程は、どうしても別工程になることと、フルデンチャーでもそうですが粘膜の調整など、そういうところは歯科技工士の技術が出るのところ、デザイン等も今、AIが全てやってくれるので、そういうことは問題はないのかもしれないですが、その細かな調整がクラウンブリッジのCAD/CAMよりは、やはりデンチャーのほうが必要な部分が出るのではないかなと思います。が、そうでもないですかね。

○赤川座長 パーシャルデンチャーは、現行で製作すると構成要素が多いし、結構面倒な作業かと思います。また、時間も掛かるというところは確かにありますね。

○三井構成員 今の議論なのですが、確かにそういうのは総義歯は減ってくる、クラウンブリッジも減ってくる。今、日本歯科医師会のいろいろな活動方針からいくと、もちろんパーシャルデンチャーも減っていくというところなのですが、ただ、その中でどこの部分が残ってくるかという部分です。しかも、そういうような工程の多い義歯に対して、取扱いをされる技工士の先生方が減っている。

基本的な問題は評価が低いからです。評価があれば、皆さんやられる部分はあると思うのです。だから、そういうような部分で、この取りまとめの所にももしも入れるなら、歯科技工士に対して、適切なる評価を強く求めると。各論で書くのではなしに、総論でそう書かれるほうが、よりいいのではないかと私は思うのですが。

○傳實構成員 どうしても歯科技工の雑誌等で華やかなのがクラウンブリッジの世界なので、若い方がどうしても憧れて、歯科技工士になる憧れはきれいなポーセレンで、写真の見映えのいいものができるというものに憧れるので、若い方は特にクラウンブリッジに行かれるという流れを作ってきた私たちの業界も悪いのだとは思いますが、ただ、これからの高齢化のことで、今デンチャーの文献もかなり歯科技工雑誌には載っているのです。大分、今、光が当たってきているのは現場では感じているのですが、如何せん、言い方は悪いですが、女性からするとデンチャーは汚いというイメージが付いて回るので、その辺も技工業界としては少しずつ変えていかないと、学生から特に認識を変えていかないと、やりがいがある、価値がある仕事なのだということをアピールしていかないといけないと思うので、現場としても頑張って発信していきたいと思います。

○赤川座長 わかりました。先ほど三井構成員から言われた歯科技工士の評価の文言は、事務局としては、入れるとしたらどこに入れますか。

○小嶺歯科保健課課長補佐 歯科技工士という職業を知っていただいて、社会の中で適切

に評価をしていっていただくことが必要だということになると、「終わりに」の所で、一番最後の所がかなり大きな総論的な話になっていますので、その一連の中でどうでしょうか。

○赤川座長 労働環境の改善とか離職防止の後ぐらいですか。

○小嶺歯科保健課課長補佐 12 ページの本当に大きな話をしている中に入れさせていただくか、その1つ前かと思います。個別の所に、「どういう評価を」と書いてしまうと、またいろいろな誤解を招いてしまうので、大きな話として入れさせていただいて、今御議論いただいた、まず傳寶構成員から言われた、パーシャルデンチャーも含めて、まだまだそういった技術はちゃんとできる歯科技工士を養成していくことが必要だというようなところは「養成」の所に追記を、CAD/CAM 偏重のような形にならないように追記させていただくと、陸構成員からおっしゃられた、これから労働環境が大きく変わっていく中できちんと人材育成していけるような体制作りというか、環境作りというのも必要だということ、これは、「確保」の所に追記させていただいて、それぞれ個別のところは入れて、最後に大きく三井構成員がおっしゃられた評価というものも、評価されるべき、ちゃんと評価していただけるような状況にしていくべきだというような形でまとめさせていただくというのはいかがでしょうか。

○赤川座長 事務局からこのような御提案ですが、構成員の皆さん、それでよろしいですか。では、そういう所の文言を少し書き加える、修正する、追加するということでもよろしいですね。

○大島構成員 先ほどの件は異存はございません。コメントなのですがよろしいでしょうか。

○赤川座長 どうぞ。

○大島構成員 先ほど出ました CAD のテレワークに関連するのですが、11 ページの上段です。今現在、国家試験の合格者の女性の割合が非常に増えています。免許登録者も若年層だけを見ますと完全に女性の数のほうが上回っている状況なのです。ですので、こういった CAD のテレワークなどは前向きに検討させていただいて、今、働き方等もいろいろと指摘されているところですので、時代に即した対応ではないかと思っております。

もう一点なのですが、これは全技協の会長ではなくて研究者としてということなのですが、歯科技工の需要と供給について、私はこの何年か需給分析を行ってしまして、供給面については、歯科技工士の推計などは比較の見通しが立ちやすいのかと思っております。

ただ、その一方で需要面は非常に難しいと捉えております。なぜ難しいかと言いますと、まずデータが少ないということです。例えば医師や歯科医師は患者数などをデータに使えるのですが、歯科技工士の需要は補綴が対象になるかと思うのですが、保険のデータはあるのですが、自費のデータがありません。

あとは、CAD などの技術的な面です。仕事量を更に変数に加えると、これもまたどのようにデータが推計されるかというところがあります。とは申しましても、いろいろと検討

して、少しでも将来的な方向性が見えるように進めていきたいと思っています。以上、コメントです。

○赤川座長 ありがとうございます。ほかに御意見はいかがですか。

○桑名構成員 全体を通してでもいいですか。

○赤川座長 どうぞ。

○桑名構成員 資料の 7 ページの 2.2「歯科技工士の離職・復職について」、特に復職なのですが、○の所です。衛生士は M 字カーブということで、女性なのでということはあると思います。歯科技工士は右肩下がりであり、離職後に復職する者が少ないというものに対して、次のページの先ほど話題になった、地域医療介護総合確保基金を利用した復職支援の整備体制が求められるといったところで、当然求められるのは分かるのですが、少なくなつて復職しないような人たちに対して離職復職を促すような事業を本当に進めるべきなのか。それを進めるならば、離職した数方が分からない限りにはそこを進めることができないので、これは歯科衛生士もしかりなのですが、どこをターゲットに復職してくださいと言うのが分からない状況になりがちなのです。

復職を、今後、女性が増えていく、歯科技工士の割合も増えていくということで、出産などとともに一度離れていた人に、また戻ってきてもらおうというようなシステムを作るのであれば、今から学生の登録など、そういったことをしっかりとしていくことが必要になって、いざ 10 年後、20 年後に、技工士に戻ってきてほしいときに連絡を取れる体制を作っておかないといけないのではないかと思います。

実際に復職を希望される方を大島先生は調べられたと思うのですが、どれぐらいいらっしゃるのですか。

○大島構成員 これはアンケート調査なのですが、歯科技工士としてまた仕事をするとは思わないという方が多いのですが、その一方で、一部に、もう一回チャンスがあれば仕事をしてみたいという回答もあったと捉えています。

○桑名構成員 復職をどうするのかというのは、ここで積極的に基金を使ってやろうという話になるのであると、私たちもどこに声を掛けるのか。歯科技工士会もどのように。多分、事業をやってもそんなに集まらないと思うので、どうなのかなと思ったので。よろしくをお願いします。

○傳寶構成員 神奈川の技工士会で、横浜市もそうですが、技工士会が主体となって復職の勉強会をしたらどうかという話と、助成金を頂きたいというお話をしたときに離職している方をどう集めたらいいのかという話が出まして、学校単位で同窓会がある所は、学校の同窓会の名簿を使わせていただいて、神奈川は 2 校の技工士学校があるので、そこをお願いして名簿を出していただいてというのがいいのではないかという話が出たのですが、学校でも最初に就職した所までは分かるのですが、その後、いろいろと技工所を渡り歩く方というのが多くて、後追いができていないのです。

卒業して 2、3 年、ちょうど辞めてしまう頃の方までだったら分かるかもしれませんが、

それより何年かたってしまった方というのは、同級生とか、横のつながりでしかりサーチができなくて、今は個人情報保護もあるので、どこまで技工士会にその名簿を出していただけるかということもありまして、先生がおっしゃったように、どうやってターゲットを見つけて、どのようにアプローチしていくかというのは、正直難しいです。予算案をお願いするヒアリングでも、どのように辞められた方を見つけてくるのかという質問をされまして、同じようなお答えをしたのですが、難しいところだとは思いますが。

○赤川座長 その辺は歯科技工士会としての試みとか、活動とか、そういう離職者の把握はされていらっしゃるでしょうか。

○杉岡構成員 歯科技工士会単独ではしていませんが、先ほど大島構成員からおっしゃっていただいたように、厚労科研のデータを参考にさせていただいています。傳寶構成員も言われるように、いろいろな制約がありますので、学校の同窓会を使うのが一番効率的だということで進めていただいているのが実情です。

それと、桑名構成員がおっしゃったように、そもそも全国では地域格差があるのですが、需要に対して供給が追いついていないという状況も報告されています。一方で、資格を持った人たちは、20代で7割が離職するという報告もありますので、今日議論していただいたように、養成、確保、業務等を網羅的に考えていかないと、このことは解決しないのだと思っていますので、この検討会で十分に議論していただいたことを早く前に進めることが、何より重要だと思います。

○陸構成員 この検討会で検討していくこととちょっと外れるかもしれませんが、世の中でアルバイトをしている人の時給であったり給料であったりするの、皆さんいろいろと見られていると思うのですが、グッピーなどで歯科技工士の求人を見ても、このところはものすごく給料が上がっています。そして、アルバイトでも1,200円なんていったら誰も来ない、1,300円、1,500円出さないと、アルバイトは来ない。ましてや国家資格を持っていて、それをできるだけ有利に使いたいとなると、やはりそういうことになってくる。

1,500円ぐらいの時間給でも働ける環境、そうすると社員との差別化というところを考えると、全体の給料の見直しも必要ですし、世の中はこれだけ人手不足で、どんどんそういうところも変わってきていますので、復職しませんかという活動ももちろん私はすごく大事だと思うのですが、賃金とか、そういうところの整備もしないと、国家免許を持っているから少しは有利に働きたいという気持ちは誰でもあると思うので、そういうところも必要かなと感じます。

○大島構成員 復職支援等に関してなのですが、いろいろなデータを勘案しますと、例えば20代の就業者率は比較的高いと認識しています。インターネット上では、7割、8割が離職しているというデータが散見されますが、実際に調べてみると、そこまではひどくないかと。ただ、20代はいろいろと考えるところがあって、そこから職を離れてしまうというケースが実際に多いのだと思います。ですので、先ほどお話されておりましたように、

復職を勧めることも大事なのですが、若い人に、いかに歯科技工士を続けてもらうかという視点も重要なのではないかと考えています。

○赤川座長 ほかに御意見はいかがですか。

○三井構成員 桑名構成員からありましたが、やはり登録のシステムです。これは、モデルとしては先ほどから言っている看護師の登録システムがモデルなのでしょうけれども、余りうまく機能もしていない。

復職支援の事業に関しては、歯科衛生士の先生方の復職支援の事業が先行していろいろなところで、先ほどから出ているようにされていますが、実態を見てみますと、そういうような登録の名簿がないから、そういうようなところでその事業をやるに関して、駅の大きな所に広告を出したり、衛生士ですから、出産であるとか、そういうようなことでリタイアされる方が多いから、各保健所の3歳児健診であるとか、そういうような所に行かれるので、そういう保健所にちらしを配ったり。多大なる費用をかけて、4、5人しかお見えにならないというようなところがあるわけです。

だから、歯科衛生士にしましても、登録のシステムの確立をするということが非常に大事であって、今後の歯科技工士の復職を考えていくと、さっきから言っている同窓会の名簿は、個人情報保護法の問題とか、いろいろな地域へ動かれるというところで、傳寶構成員が言われたように2、3年ならいいのですが、その後です。卒業された方のもっと後というところでもあるので、そういうような登録的なシステム。だから、その部分というのは住所と電話番号はこの時代は駄目なのです。メールのアドレスとか、そういうような部分で登録できるとか、そういうような研修会を誰がどこでも見ることができるよう SNSなどのサービスを使っての周知といったシステムが、今後は必要になってくるというように考えていますので、やはりここをやるには、そういうような予算付けということも行政にはお願いしなければならないかと思えます。

○赤川座長 いずれにしても、いろいろな所で考えるにおいて基礎データが少ないというのが一番大きな問題なので、それは是非また行政のほうでいろいろ考えていただいて、とにかくデータを取る、データを集めるということがスタートになるかなと思います。ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それで、12ページの終わりまで、一応この報告書案で、今日構成員の皆さんからいろいろと御意見をいただいたところで修正をして、細かい部分の整理については、座長に一任していただいてよろしいでしょうか。その修正後に公表するという形でよろしいでしょうか。では、そのように進めさせていただきます。

事務局から、ほかに何かございますか。

○星歯科保健課主査 御議論いただきまして、ありがとうございます。最後に田口課長より御挨拶させていただきます。

○田口歯科保健課長 歯科保健課長の田口でございます。初めに、この検討会の報告書の取りまとめに当たりまして、本日お集まりいただきました構成員の方々からは様々な御意

見を頂戴いたしました。それで、結果として本日こういった形での報告書の案となりましたことを感謝申し上げます。

高齢化の進展に伴いまして、非常に高齢者の方々の人口が急増してきております。このために、高齢者の方々の口腔機能の維持・向上を図っていく観点からも、例えば食べる、かむといった口腔機能の回復に関する需要というのは非常に高まってきています。義歯等を作製する歯科技工士の方々の重要性というものは非常に増加していると私どもも認識しています。

そういった観点から、平成 30 年、昨年 5 月からこの検討会において、構成員の皆様方には歯科技工士の養成と確保の 2 点を中心に議論を重ねていただきました。本日、この検討会の報告書が示されることで、歯科関係者の方々の中で、歯科技工士を取り巻く現状あるいは今後の方向性というものを改めて共有していただきまして、また、歯科技工士に関する各種の政策を立案するに当たりまして、今後基軸となるような役割を果たすものと考えております。

事務局としましても、今回御提言を頂きました内容が、今後の歯科技工士を取り巻く様々な課題の解決に資するものになりますよう、歯科医療の政策の推進にしっかりと取り組んでまいりたいと考えています。

また、この報告書を示すことで、これまでなかなか義歯が不足されていた国民あるいは患者の方々が、歯科技工士あるいは歯科技工というものに対しまして、身近な問題として捉えていただく契機になっていただければというようにも考えています。

最後になりますが、本日お集まりの各構成員の方々におかれましては、今後とも厚生労働行政に御協力を賜りますことをお願い申し上げます。取りまとめに当たっての御挨拶にさせていただきます。どうもありがとうございました。

○赤川座長 どうもありがとうございました。それでは、これで検討会を終了させていただきます。長い期間御議論をいただきましたこと、本当にありがとうございました。